

## 秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ケアプランニング ふたば	秋田市将軍野東二丁目17番4号 ニューハウス斉藤D棟201号	令和6年12月1日
追分佐野薬局	秋田市下新城野字琵琶沼226番地1	令和6年5月1日
やさしい手秋田ウェルズ	秋田市川元むつみ町7番13号	令和7年1月1日
ごてんまり青い鳥訪問看護ステーション	秋田市仁井田新田二丁目2番23号 フェリーチェにいだ102	令和7年1月1日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
みらい介護支援センター	秋田市川尻上野町1番19号	令和6年12月31日
指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	秋田市将軍野東一丁目7番28号 プランドールⅡ103号室	令和6年11月30日